

朝霞市体育・公園施設の利用申込方法

(1) 利用登録（団体登録）について

朝霞市体育・公園施設を使用するには、事前に利用登録(団体登録)の手続きをお願いします。総合体育館窓口にて代表者の本人確認及び住所確認ができる物（運転免許証、健康保険証等）をご提示いただき、「朝霞市体育・公園施設利用団体登録申請書」をご提出いただきます。使用する施設によってそれぞれ登録の種別がありますので、下記一覧を参考に使用希望の施設の含まれる登録種別を選択のもと登録をしてください。

各登録種別の登録人数及び利用施設一覧

登録種別	登録人数	利用施設
テニスコート ※軟式か硬式が選択して登録します。	2名以上 ※	(軟式優先コート ※軟式登録のみ抽選申込可能) 滝の根テニスコート、弁財公園テニスコート (硬式優先コート ※硬式登録のみ抽選申込可能) 青葉台公園テニスコート、内間木公園テニスコート
グラウンド	10名以上 ※	中央公園野球場・陸上競技場、青葉台公園芝生広場、 北朝霞公園野球場、内間木公園ソフトボール場、 上野荒川運動公園野球場・サッカー場
総合体育館（武道館）	10名以上 ※	総合体育館、武道館
弓道場	2名以上 ※	内間木公園弓道場

※登録人数は主たるメンバー（レギュラーメンバー）**全員**を記入してください。

○**市内団体**：主たるメンバーが朝霞市に居住または在勤・在学している者の団体。

○**市外団体（市外居住者）**：主たるメンバーが朝霞市に居住または在勤・在学している者以外の団体。
登録団体は、団体の構成メンバーの割合により上記「市内」・「市外」の団体に分類され、使用料や利用申込みの期間が変わります。

《利用登録（団体登録）にあたっての注意事項》

- ① 利用登録（団体登録）には構成メンバー全員の氏名、年齢、住所、電話番号等が必要です。
- ② 中学生以上の方が代表者である団体以外は利用登録できません。また幼児対象のクラブチーム等の団体を除き、団体の構成メンバーとして登録できるのは小学生以上の方となります。
- ③ 団体登録申請書を提出される時は、代表者の本人確認及び住所確認ができる物（運転免許証、健康保険証等）をご提示いただきます。【**市内在勤、市内在学での登録をご希望の団体は、在勤・在学していることを証明できる物（社員証、学生証、名刺等）を該当者全員分、併せてご提示ください。（構成メンバー分については複写物でも可。）**】
- ④ 登録に不備等がなければ申請の2日後に団体登録証を交付します。総合体育館窓口にてお受け取りください。
- ⑤ 利用登録（団体登録）時に付与される利用者IDと各団体で決めていただくパスワード（4ケタの数字）は、利用者を確認するための大変重要な番号です。第三者に使用させたり、また第三者に悪用されたりすることの無いよう厳重に管理をしてください。
- ⑥ 利用登録について代表者や構成メンバーにかかる事項に変更があった場合は、速やかに総合体育館の窓口までお申し出ください。
- ⑦ 学生団体は有効期限が1年となります。年度ごとに更新手続きを行ってください。
- ⑧ **同じ登録種別による団体・構成メンバーの二重登録はできません。虚偽の申請等の不正があった場合は、利用の停止、登録の抹消をさせていただきます場合があります。**

(2) 施設の空き状況照会、抽選・予約申込み

施設の空き状況照会、抽選・予約申込みは、「朝霞市公共施設予約・案内サービス」を利用します。各施設に設置してある公共情報端末、インターネット、携帯電話端末から体育・公園施設の空き状況照会、抽選申込、予約申込などが行えます。(利用登録(団体登録)時に付与された利用者IDとパスワード(4ケタの数字)を入力し、抽選・予約申込等を行います。)

朝霞市公共施設予約・案内サービス

●インターネット

<http://www2.pf489.com/asaka/web/>

●携帯電話(iモード、EZweb、Y!ケータイ対応)

<http://www2.pf489.com/asaka/mobile/>



抽選・予約の流れ

手 続	対 象 団 体 及 び 受 付 期 間 等																	
抽選申込	(対象団体) 市内団体 (受付期間) 利用日が属する月の2ヶ月前の5日～15日(PM11:45まで) (申込方法) 公共情報端末、インターネット、携帯電話端末 最大抽選申込件数および最大当選枠数																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>登録種別</th> <th>最大抽選申込件数</th> <th>最大当選枠数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館(武道館)</td> <td>抽選申込可能施設で10件</td> <td>5枠</td> <td rowspan="4">各施設の1使用時間枠を1枠とする。</td> </tr> <tr> <td>グラウンド</td> <td>抽選申込可能施設で10件</td> <td>5枠</td> </tr> <tr> <td>テニスコート(軟・硬)</td> <td>それぞれの抽選申込可能施設で10件</td> <td>5枠</td> </tr> <tr> <td>弓道場</td> <td>抽選申込可能施設で10件</td> <td>5枠</td> </tr> </tbody> </table>	登録種別	最大抽選申込件数	最大当選枠数	備 考	体育館(武道館)	抽選申込可能施設で10件	5枠	各施設の1使用時間枠を1枠とする。	グラウンド	抽選申込可能施設で10件	5枠	テニスコート(軟・硬)	それぞれの抽選申込可能施設で10件	5枠	弓道場	抽選申込可能施設で10件	5枠
	登録種別	最大抽選申込件数	最大当選枠数	備 考														
	体育館(武道館)	抽選申込可能施設で10件	5枠	各施設の1使用時間枠を1枠とする。														
	グラウンド	抽選申込可能施設で10件	5枠															
テニスコート(軟・硬)	それぞれの抽選申込可能施設で10件	5枠																
弓道場	抽選申込可能施設で10件	5枠																
↓																		
抽 選	(抽選期間) 利用日が属する月の2ヶ月前の16日～19日 ※ コンピューターによる自動抽選																	
↓																		
抽選結果の確認	(確認期間) 利用日が属する月の2ヶ月前の20日～26日(PM11:45まで) ※抽選結果確認期間中に「当選確定」されなかった当選は取消となりますので、ご注意ください。 (確認方法) ①公共情報端末、インターネット、携帯電話端末。 ②総合体育館窓口へ直接確認もしくは総合体育館にお電話。																	
↓																		
空き施設の 先着予約申込	(申込期間) ・市内団体 利用日が属する月の1ヶ月前の1日(AM6:00)～利用当日利用前 ・市外団体 利用日が属する月の1ヶ月前の5日(AM6:00)～利用当日利用前 ※ 施設の早朝利用の場合の予約申込期限は利用日前日のPM8:00まで。 ※ 早朝枠の仮予約申込が使用前日のPM8:00を過ぎて行った場合、当日の利用を終了後、遅滞無く受付で、本申請及び許可申請(使用料納入)を行ってください。 (申込方法) ① 公共情報端末、インターネット、携帯電話端末。 ② 総合体育館、中央公園陸上競技場、青葉台公園テニスコート、武道館、滝の根テニスコート、内間木公園弓道場の各窓口へ直接申込。																	
↓																		
使用申請 (使用料の納入)	(申請期限) 利用日が属する月の2ヶ月前の27日～利用当日利用前 ※ 施設の早朝利用の場合の使用申請期限は利用日前日のPM8:00まで。 (手続場所) 総合体育館、中央公園陸上競技場、青葉台公園テニスコート、武道館、滝の根テニスコート、内間木公園弓道場の各窓口。 ※ 受付時間は、各窓口AM8:30～PM8:00(滝の根テニスコートはPM4時まで)																	

- ※ 各窓口での使用料支払いの受付時間は8時30分から20時までとなっております。
(滝の根テニスコートでの使用料の受付時間は8時30分から16時となります。)
- ※ 朝霞市公共施設予約・案内サービスでのお申込はあくまでも**仮予約**の扱いとなります。各支払窓口にて使用申請（使用料の納入）をしていただいた時点で使用許可書が発行され**本予約**となります。
- ※ 施設の利用申込み及び使用料納入時には、団体登録証を忘れずに持参してください。
- ※ 使用当日で時間に遅れる場合、また天候やグラウンドコンディション等の不良により使用できない場合は、使用する施設の受付窓口か総合体育館まで必ず事前にご連絡ください。
- ※ 使用当日に使用申請（使用料の納入）がない仮予約の場合、何の連絡もなく利用開始時間を10分経過した場合は、使用当日の予約取消とみなし、ペナルティ対象とすると共に、他の利用者で希望者があった場合は、現地にて先着順で貸出いたしますのでご注意ください。(管理人不在の施設については、総合体育館にお問合わせください。)

(3) 施設の予約取消について

予約の取消は使用日の1週間前までに、

- ① 公共情報端末、インターネット、携帯電話端末操作での手続き。
- ② 総合体育館、中央公園陸上競技場、青葉台公園テニスコート、武道館、滝の根テニスコート、内間木公園弓道場の各窓口へ直接申出。
- ③ 総合体育館にお電話。

のいずれかで手続きを行なってください。

利用のキャンセルの届出があった予約枠の開放等の取扱いについて

- ①使用当日の使用料の支払いが行われていない予約枠、本予約手続きが行われていない予約枠についての利用のキャンセルについては、申出があった時点で速やかに予約を解除し、開放します。
- ②使用日の前日まで利用のキャンセルについては、申出があった使用料の支払いが行われていない予約枠、本予約手続きが行われていない予約枠については、申出があった日の午後8時以降に予約を総合体育館において解除し開放します。
- ③利用のキャンセルの申出がない場合の予約の開放については、本予約手続きが行われていない予約枠について、これまでと同様に予約枠の開始時刻10分を経過し、予約している団体から連絡の無い場合に限り、現地でお持ちの方を優先（先着順）に開放します。この際の手続きについては、窓口において係員が行います。(使用料は各施設に定められている使用料です。)

注意

- ア. 開放された枠の使用をご希望の方は、原則ウェブ上（または携帯端末）から予約し、使用当日の利用時刻10分前までに有料施設の場合は、使用料をお支払いいただき、無料施設の場合は、本予約の手続きを済ませ施設使用許可書の発行を受けご利用ください。
- イ. キャンセルの申出については、電話での受付が可能です。その際、団体名称、代表者名、登録番号、申出者（連絡をいただいた方）のお名前をお伺いします。不明の場合は受け付けることが出来ない場合があります。
- ウ. 使用料の支払いが行われていない予約枠、本予約手続きが行われていない予約枠についてのキャンセルがなされた以降、利用を希望する方からの電話での利用予約は受け付けておりません。
- エ. 使用料が支払われている予約枠、本予約手続きが行われている予約枠については、開始10分が経過し、誰も来場していなくても開放はいたしませんのでご承知おきください。

- ※ 予約を取消す場合は使用日の1週間前までに取消をしていただければペナルティ対象にはなりません。
- ※ 使用料納入後、自己都合で予約を取り消した場合、使用料は返金されませんのでご注意ください。
- ※ 「使用当日の使用料の支払が行われていない予約枠」「本予約手続きが行われていない予約枠」とは「仮予約」の状態をいいます。

(4) ペナルティ（利用制限）について

①ペナルティポイント

- ・使用日の6日前～使用日前日までの間に予約取消を行った場合
→ ペナルティポイント5ポイントが加算。
- ・使用当日に予約取消を行なった場合（当日不来場も含む）
→ ペナルティポイント10ポイント加算。

②ペナルティ（利用制限）

利用制限がかかると、利用制限対象となる月に属する日への抽選申込及び空き施設の予約申込ができなくなります。ただし、抽選以降の空き施設予約に限り、予約申込と同時に施設使用料を入金いただける場合は、総合体育館の窓口のみで利用受付することができます。

(例) ①使用日4月3日の予約を3月31日に予約取消した。→ ペナルティポイント5ポイント加算。

②使用日4月30日の予約だったが当日来なかった。→ ペナルティポイント10ポイント加算。

4月の月末で集計してペナルティポイントが10ポイント以上となると、7月の利用が制限されます。

- ※ ペナルティポイントは該当する使用日の属する月ごとで月末にまとめられ、ペナルティポイントの合計が10ポイント以上となった場合はその該当月の3ヵ月後となる月の利用が制限されます。
- ※ ペナルティポイントは翌月には繰り越されません。

(5) その他朝霞市体育・公園施設ご利用上の注意事項について

① 使用料の返還及び振替について

- ・使用料支払い後、施設の事情で使用できなくなった場合（利用当日、天候等により自己の都合以外で利用できなくなった時）は、使用料の還付、又は振替（他の予約への使用料の充当）をすることができます。使用料の還付には、使用できなかった分の使用許可書、印鑑（許可書の代表者のもの）が必要です。
- ・振替には使用できなかった分の**使用許可書が必要です**。なお、振替は同団体、同施設への充当でないといけません。
- ・ 還付及び振替の手続きは総合体育館、中央公園陸上競技場、青葉台公園テニスコート、武道館、滝の根テニスコート、内間木公園弓道場の各窓口にて受付いたします。

② （無人施設について）弁財テニスコート・北朝霞公園野球場・上野荒川運動公園野球場・サッカー場について、利用当日にグラウンド、また、コートの状態が雨天、雨天後などの状況から不良と判断される場合、また使用後に現状復旧が困難と思われる場合、無理なご利用は御控えいただき総合体育館へご連絡くださいますようお願いいたします。（還付・次回予約への振替ができます。）

また、無人管理施設におきましては、ゴミ箱を設置しておりますが、お持ち帰りいただき、ゴミの少量化にご協力をお願いいたします。

- ③ 利用目的が施設の規定に合わない場合は利用が許可されないことがあります。利用目的が「朝霞市公共施設予約・案内サービス」で表示される施設の「使用目的」と合致しない場合等は事前に総合体育館窓口へお問合わせください。
- ④ 照明設備及び付属の備品の予約は、「朝霞市公共施設予約・案内サービス」ではできません。総合体育館、その他施設貸出窓口にて使用申請時にお申込ください。
- ⑤ 朝霞市体育・公園施設内では、許可なく販売等の行為は行なえません。
- ⑥ 国政選挙、地方選挙等、行政側の都合によりご予約また、申請をいただいている利用枠の移動や振替、還付をお願いする場合がございます。ご協力くださいますようお願いいたします。
- ⑥ その他、ご不明な点は総合体育館までお問合わせください。

- ※ 使用料の返還及び振替は年度内（4月～翌年3月）で処理をしますので、当該年度中に申請をお願いします。また、使用料、備品使用料、付帯設備使用料等の支払い後の還付・振替は、施設側の事情で使用できなくなった場合以外は、一切行いませんのでご注意ください。